

## 様式第3号（第10条関係）

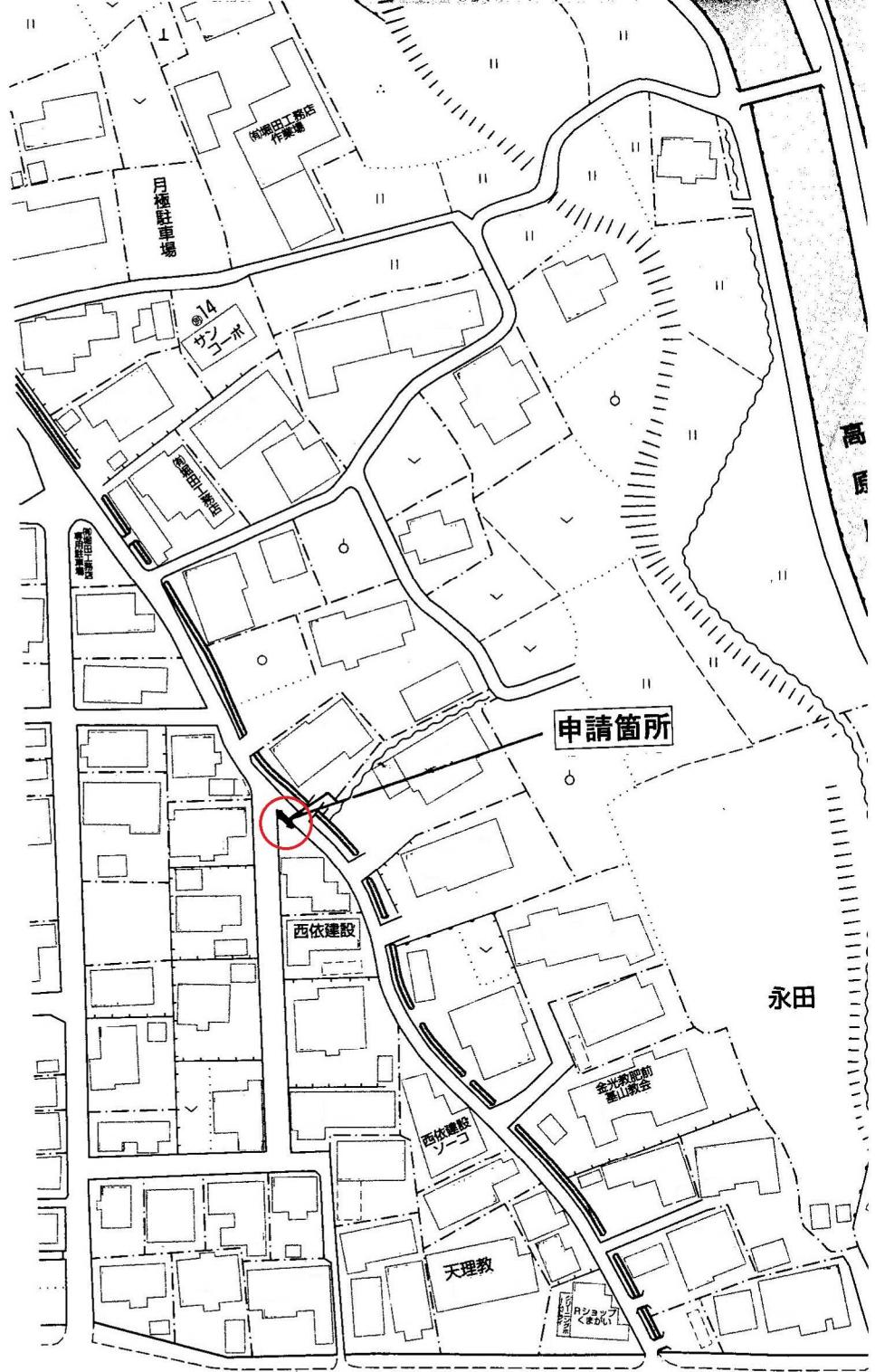
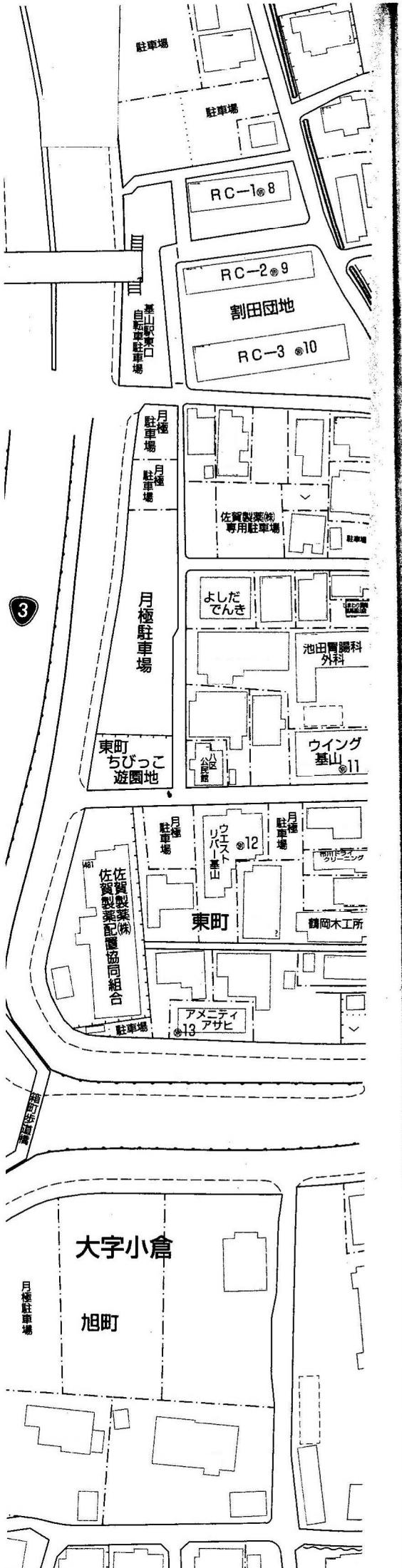
## 基山町まちづくり提案書

基山町まちづくり基本条例第16条の規定に基づき下記のとおり提案します。

提案期日	平成26年 9月 26 日	
提案件名	町道敷水路の蓋かけ	
あ提案者	住所又は所在地	基山町小倉486番 電話 92-2509
	氏名又は名称	第8区長 高尾弘文印
	※提案者が基山町の住民でない場合は、勤務先又は通学先も記入して下さい。	
	提案書の公表にあたり、住所、氏名及び連絡先の公表を希望しますか。 <input checked="" type="checkbox"/> 希望する <input type="checkbox"/> 一部希望する ( ) <input type="checkbox"/> 希望しない	
※未成年者が氏名等の公表をする場合は、法定代理人の承諾が必要です。		
提案の概要	住宅建設による前面道路セットバックで、町道と前面道路の曲がり角まであったコンクリートブロック塀が撤去されたため、町道沿いにある水路へ歩行者や自転車等が転落する危険があるため、水路への蓋かけ等の対策をお願いします。	
提案の背景	第8区東町内住宅地で、住宅建設による前面道路セットバックのため、コンクリートブロック塀が撤去されました。当該宅地は、前面道路と町道永田線が鋭角に接合する角地にあり、道路の曲がり角まであったブロック塀が撤去されたため、前面道路に接している水路が露出する形となり、前面道路からの右折や町道永田線から左折する歩行者や自転車等が水路に転落する危険があります。	
提案の課題	町道永田線と当該宅地の前面道路は、鋭角に交わっており、その内側に水路が露出しているため非常に危険です。歩行者や自転車等の転落防止のため、早急に水路の蓋かけ等の対策が必要と考えます。	

目標設定	<p>至急対応をお願いします。</p>
第8区東町内の町道敷水路の蓋かけ  区内の前面道路と町道永田線が鋭角に接合する角地にある住宅が、建替えによる前面道路セットバックのため、道路の曲がり角まであったブロック塀を一部撤去したことにより、前面道路に接している水路が露出する形となり、前面道路からの右折や町道永田線から左折する歩行者や自転車等が水路に転落する危険があります。 夜間等は、特に危険ですので、水路の蓋かけ等早急な対応をお願いします。	
提案	
案	
内 容	<p>※ 提案内容は、どの地域のどの対象者に対し、どの様な体制で、どれだけの期間、どの様な事業を実施するのか、任務分担、見込費用、持続可能か等を詳しく提案して下さい。</p>

※ 提案書に記載された事項のうち、提案者欄以外は公表されます。



## 県道本郷 基山線

